

令和 9・10 年度佐野市建設工事等入札参加資格及び申請手続

令和 9・10 年度に佐野市が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等の入札に参加するための資格及びその手続等について、次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 2 項（第 167 条の 1 第 3 項の規定により準用する場合を含む。）及び佐野市財務規則（平成 17 年佐野市規則第 59 号）第 74 条第 1 項（第 89 条の規定により準用する場合を含む。）の規定により公示します。

令和 8 年 9 月 1 日

佐野市長 金子 裕

1 令和 9・10 年度佐野市建設工事等入札参加資格の前提要件

入札に参加するための前提要件は、次のとおりである。

○共通要件

- （1）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定による一般競争入札又は指名競争入札の参加資格の欠格事項に該当しないこと。
- （2）国税（消費税を含む。）及び地方税を完納していること。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員がその役員となっている法人その他暴力団員が経営に関与していない者で、適正な競争を妨げる恐れがないもの。

○業務別要件

- （4）建設工事
 - ・建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項の規定による建設業者であること。
 - ・建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けていること。（申請日時点において有効な経営事項審査に係る結果通知（総合評定値の通知）を受けていること。）
 - ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務を履行している者であること。（ただし、当該届出の義務がない者を除く）
 - ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務を履行している者であること。（ただし、当該届出の義務がない者を除く）
 - ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務を履行している者であること。（ただし、当該届出の義務がない者を除く）
- （5）測量・建設コンサルタント等
 - ・業務に関し、法律上必要とする資格を有すること。

2 手続の方法

(1) 提出書類

- ・ 建設工事

定期申請の手引き「令和9・10年度建設工事入札参加資格審査申請提出書類一覧（共通書類）」及び「令和9・10年度建設工事入札参加資格審査申請提出書類（佐野市）」のとおり

- ・ 測量・建設コンサルタント等

定期申請の手引き「令和9・10年度測量・建設コンサルタント入札参加資格審査申請提出書類一覧（共通書類）」及び「令和9・10年度測量・建設コンサルタント入札参加資格審査申請提出書類一覧（佐野市）」のとおり

(2) 申請方法、電子申請受付期間、郵送期限、送付先

- ・ 申請方法：「栃木県電子申請システム」による電子申請後、共通書類及び佐野市提出書類を栃木県県土整備部監理課に郵送

※佐野市宛て提出書類も栃木県に郵送すること

※特定記録、簡易書留又はレターパックのいずれかにより郵送

- ・ 電子申請受付期間

建設工事（県内業者）

令和8年10月19日(月) から 令和8年11月6日(金)まで

建設工事（県外業者）

令和8年11月2日(月) から 令和8年11月20日(金)まで

測量・建設コンサルタント等（県内業者・県外業者ともに）

令和8年10月1日(木)から令和8年10月19日(月)まで

- ・ 郵送期限

建設工事（県内業者）

令和8年11月13日(金)まで

建設工事（県外業者）

令和8年11月30日(月)まで

測量・建設コンサルタント等（県内業者・県外業者ともに）

令和8年10月30日(金)まで

- ・送付先：〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田 1 - 1 - 2 0
栃木県県土整備部監理課 建設業担当

3 有効期間

入札参加資格の有効期間は、令和 9・10 年度の 2 か年とする。ただし、建設工事に係る経営事項審査結果通知書の有効期間は審査基準日から 1 年 7 ヶ月であるため、毎年経営事項審査を受けること。

また、次の書類を令和 9 年度の定められた期間に佐野市長に提出することを要件とし、提出しない場合の有効期間は、令和 9 年度 1 か年とする。

○建設工事、測量・建設コンサルタント等の市内及び準市内業者

- ・ 直前 1 年間の市民税、固定資産税、消費税等の納税証明書 各 1 部
- ・ 技術職員名簿 1 部
- ・ 申請日時点において有効な経営事項審査結果通知書の写し（工事のみ）

なお、総合評定値の通知を受けていること

4 格付け

建設工事の市内業者及び準市内業者に対しては、入札に参加できる範囲を、工種ごと、設計金額ごとに定め（格付けし）、通知する。格付けは、経営事項審査結果等に基づいて行う。